

「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」の概要

1 計画策定の趣旨

市町と連携し、持続可能な適正処理の確保に向け、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進する。

(1) 計画の期間

計画期間は、中長期的な観点から令和4年度から令和13年度までの概ね10年間とする。

また、長期間利用される施設等の展望を示すため、20年後である令和23年度の目標（方向性）を併せて示す。

(2) 背景及び前計画の評価

愛媛県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を踏まえ、平成10年3月に「愛媛県ごみ処理広域化計画」を策定した。

厚生省通知の発出後、全国的にごみ処理の広域化・集約化に向けた取組みが進められ、全国のごみ焼却施設数は平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と約4割減少した。本県でも、前計画策定時の平成10年度に38施設あったごみ焼却施設は、施設集約化の取組みにより、令和2年度には14施設となり約6割減少した。

このように、前計画に基づき、広域化・集約化は、概ね順調に推移し、ごみ排出量、資源化・最終処分量及びダイオキシン類排出量についても、前計画の目標を達成できた。

前計画策定から20年以上経過し、人口減少の進展、3Rの推進等社会経済情勢の変化により、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が求められている。

このような中、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環境省通知）により、中長期的な視点を基に安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討の上、持続可能な適正処理の確保や気候変動問題対策の推進などを踏まえた広域化・集約化に係る計画の策定を求められた。

2 計画の基本方針

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

広域ブロック内での統一された分別収集システムの採用などの積極的な減量化対策の導入をはじめ、施設整備費や処理費の削減、収集運搬や処理に伴うエネルギー消費量の削減、最終処分場の延命など、ごみの排出抑制とリサイクルを基本として進めていく。

(2) 持続可能な適正処理の確保

売電、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の抑制を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努める。

(3) 気候変動対策の推進

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、電気や熱として廃棄物エネルギーの効率的な回収ができることから、廃棄物の排出から最終処分までの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努める。

(4) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

バイオマス系廃棄物等の資源化が可能な廃棄物の利活用を推進する。地域の特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等による廃棄物系バイオマ

スのマテリアル利用やエネルギー利用を検討する。

(5) 災害対策の強化

災害廃棄物の広域処理に対応するため、災害協定の締結等の連携体制の構築を進める。また、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制を確保する。

(6) 地域への新たな価値の創出

地域のエネルギーセンター、災害時の防災拠点、環境教育・環境学習の場等、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出するごみ処理施設となるよう整備する。

3 計画の内容

(1) ブロック区割り

ごみ焼却施設の規模が100t/日以上になることを基本として、地域の人口、既存行政ブロックの枠組み、これまでの広域化に向けての取組みや進捗状況、災害廃棄物処理体制を考慮した結果、旧地方局単位の5ブロックを広域化ブロックとした。

(2) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

ア. ごみ焼却施設

新設する焼却施設は、原則として処理能力100t/日以上の全連続燃焼炉とし、ごみ発電や熱利用施設を併設した大規模施設に集約化し、さらに処理能力300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討する。(ただし、島しょ部等集約化が困難な場合のほか、ブロック内で安定的、効率的な廃棄物処理体制を維持できると判断される場合は、本基準は適用しない。)

ブロック	西条	今治	松山	八幡浜	宇和島	県全体
令和2年度	3	2 ^{*1}	5	3	1	14
令和13年度	3	2 ^{*1}	2	2	1	10
令和23年度	1	2 ^{*1}	2	1	1	7

※1 今治市クリーンセンター、上島町クリーンセンター

イ. 再資源化施設

ごみ焼却施設の集約化を具体化する時に、民間事業者の活用も含め、効率的な処理体制を検討する。

また、廃棄物を地域資源として有効利用するため、情報収集や調査研究を進めるとともに、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等の整備・活用を検討し、循環型社会や地域循環共生圏の構築に向けた取組みを推進する。

ウ. 最終処分場

ごみの排出抑制や資源化を進め、埋立処分量の削減による既存最終処分場の残容量の確保と延命化を図り、それでもなお必要となる最終処分場については、広域整備等の可能性を検討するなどとして、継続的に確保するよう整備を促進する。

ブロック	西条	今治	松山	八幡浜	宇和島	県全体
令和2年度	4	2	3	2	2	13
令和13年度	4	3	3	2	2	14
令和23年度	4	3	3	2	2	14